

佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定について
(佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について)

【経緯】

佐倉市においては、平成20年3月に「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・市の協働により市域から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

この度、同計画における中間年度を経過したことから、中間年度における目標達成状況や、我が国における新たな温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、今後の佐倉市における新たな削減目標と目標を達成するための施策を策定するため、佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定(「佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定))を行うものです。

【計画概要】

現行計画 : 「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」
策定時期 : 2008(平成20)年3月
計画の期間 : 2008(平成20)年度～2017(平成29)年度
基準年度 : 1990(平成2)年度

改定後の計画 : 「佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

計画内容の改定とともに名称も変更します。

見直し時期 : 2016(平成28)年3月
計画の期間 : 2016(平成28)年度～2019(平成31)年度
基準年度 : 2005(平成17)年度

【計画の目標】

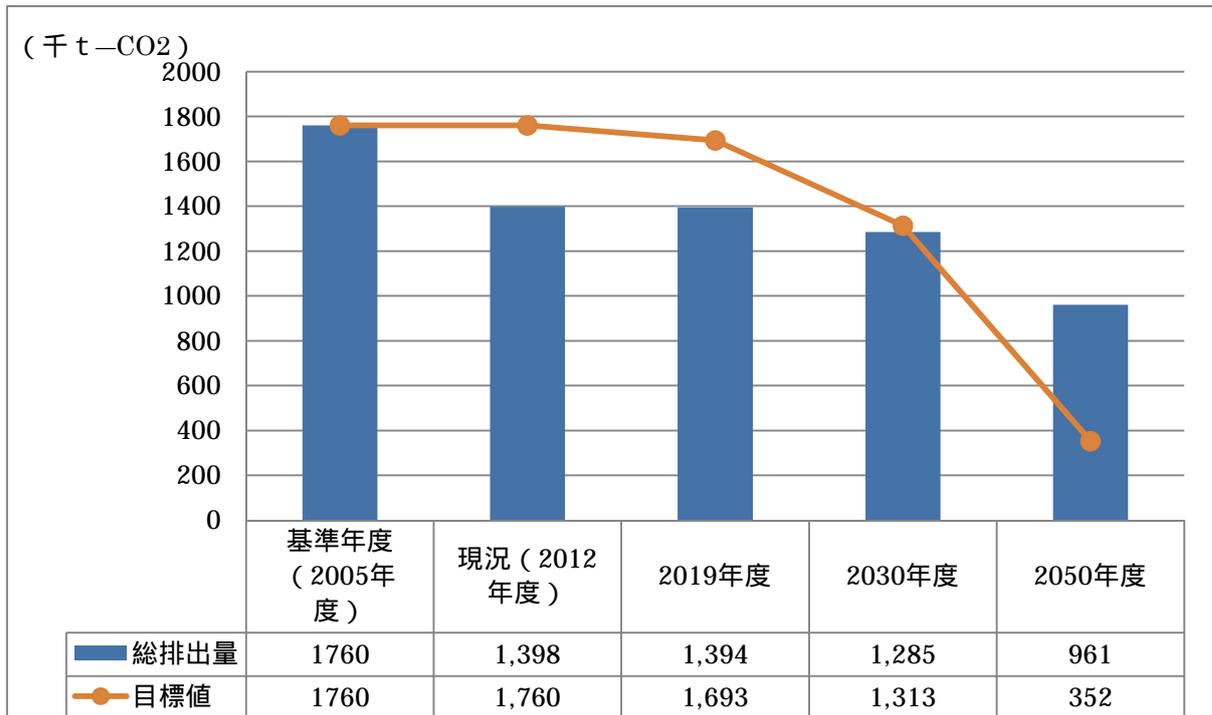
現行計画

中間目標年度 : 2012(平成24)年度
「2012(平成24)年度を目途に2005(平成17)年度の温室効果ガス排出量を超えないようにする」

改正後の計画

短期目標年度 : 2019(平成31)年度 3.8%削減(2005年度比)
中期目標年度 : 2030(平成42)年度 25.4%削減(2005年度比)
長期目標年度 : 2050(平成62)年度 80.0%削減(2005年度比)

【排出量推計及び目標値】



これら短期・中期・長期の目標を、佐倉市における人口推計等を踏まえた今後の二酸化炭素排出量の推計値と重ね合わせると、図のようになります。

佐倉市においては、2050年度に向かっての大幅な二酸化炭素排出量削減のために、低炭素社会への本格的な転換が求められます。

また、将来の推計による二酸化炭素排出量の減少は、市内人口の減少によるところが大きいものですが、本市の人口が推計より多く維持された場合においても二酸化炭素の排出目標が達成されるよう、短期・中期的な対策についても併せて検討する必要があると考えられます。

【対象となる地域と取組み主体】

計画における対象地域は佐倉市全域とし、主体は、市民、事業者、市の三者となります。それぞれの主体の協働により計画を推進していきます。

【重点取組】

市民、事業者、市の三者が温室効果ガスの排出削減に取り組めますが、それぞれが単独で取り組むものではなく、三者が協働して削減に取り組めます。

取組事項の中で特に重点を置いて進捗管理を行うべきものは次の4つとします。

再生可能エネルギーや効率的なエネルギーの利用を進めます。

・啓発活動の実施

市により再エネ利用や省エネ行動ための情報提供や啓発活動を、市民・事業者に対して行います。

「低炭素なまち」づくりを進めます。

・集約型都市の形成に向けた検討

地域の拠点性を高め交通ネットワークを充実させることにより、温室効果ガスの発生源である自動車に頼らない「歩いて暮らせるまち」の形成を目指します。

・街路灯の省電力化

市により、市内の約 2 万基の街路灯を消費電力量が蛍光灯よりも少ない LED にすることで、省電力化を図ります。

循環型社会を形成します。

・ごみの発生・排出の抑制

市民・事業者・市によりリユース・リデュース・リサイクル（3R）を推進し、焼却ごみや埋め立てごみを減量化していきます。

地球温暖化による影響に備えます。

・自主防災組織の活動推進

温暖化による気候変動により大規模災害が発生しやすくなっています。

市により地域の自主防災組織を育成し、その活動を支援することで市民の防災意識の向上と災害時の被害を抑制していきます。

重点取組を中心に進捗管理を行い、市域の温室効果ガス排出量とともに公表します。

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出に関する 条例の廃止について

【対象法令】

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出に関する
条例（平成 18 年 10 月 1 日施行）

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出に関する
条例施行規則（平成 18 年 10 月 1 日施行）

【廃止理由】

当時、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の法律において規制されていなかった
アスベスト含有成形板を規制対象とし、市民の健康を保護、安全な生活環境を確保
することを目的として制定されました。

その後、アスベストに関連する法令が改正・整備されたことにより、市条例で規
定していた事項は他法令で補完され、加えて、条例制定から相当期間が経過し、お
おむね事業者への周知もされたことから廃止するものです。

【条例廃止に代わる法整備の内容】

実施届出：建設リサイクル法に基づく届出

廃棄届出：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正で「石綿含有産業廃棄物」
として他の廃棄物と分別処理

立入調査：佐倉市環境保全条例第 65 条に基づき実施

罰則（勧告・公表）：労働安全衛生法に基づき罰則適用（懲役、罰金）

標識設置：基安発第 0802001 号（H17.8.2）にて掲示をお願いする旨通知。立入
禁止の掲示、作業手順（湿潤化等）は義務付け事項

【県内他市制定状況】

千葉市...千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱

我孫子市...我孫子市アスベスト含有建材使用建築物の解体等の届出に関する条例
を廃止（平成 24 年 9 月 28 日付廃止）

【その他】

本条例廃止後は同担当窓口でチラシ等により、本条例廃止及びアスベスト含有成
形板の適切処理について周知を行う予定。

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



レベル1 (発じん性著しく高い)	レベル2 (発じん性高い)	レベル3 (発じん性が比較的低い)
吹付け石綿	耐火被覆板(ケイカル板2種) 断熱材(煙突、屋根折板)、保温材	スレート、石綿含有岩綿吸音板、Pタイル ケイカル板1種、サイジング、石綿セメント板

事前の手続き等	レベル1	レベル2	レベル3
事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管) <small><石綿則第3条></small>	○	○	○
事前調査の実施 <small><建設リサイクル法施行規則第2条></small>	(対象はコンクリート等の特定建設資材(※)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査)		
作業計画の作成、周知 <small><石綿則第4条></small>	○	○	○
「工事計画届」 <small><安衛法第88条第4項></small> (14日前までに労働基準監督署長あて提出)	○	—	○
「特定粉じん排出等作業届出書」 <small><大防法第18条の15></small> (14日前までに都道府県知事等あて提出)	○	○	—
事前届出の実施 <small><建設リサイクル法第10条></small> (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出)	(特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載)		
「建築物解体等作業届」 <small><石綿則第5条></small> (作業前に労働基準監督署長あて提出)	○	○	—
事前措置の実施 <small><建設リサイクル法施行規則第2条></small>	(対象は特定建設資材に付着した吹付け石綿等の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)		

作業員の健康を守るために	レベル1	レベル2	レベル3
特別教育の実施 (対象：解体等作業従事者全員) <small><石綿則第27条></small>	○	○	○
石綿作業主任者の選任 <small><石綿則第19条></small>	○	○	○
健康診断の実施、記録保管(40年保管) <small><石綿則第40条、第41条></small>	○	○	○
呼吸用保護具 使い捨てマスクは使用してはいけません！ <small><石綿則第14条></small>	 エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)	 全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)	 半面形マスク (フィルタ区分3又は2)
保護衣・作業衣 <small><石綿則第14条></small>	保護衣(使い捨て)	保護衣	保護衣/作業衣

石綿粉じんを飛散させないために	レベル1	レベル2	レベル3
「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) <small><大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)></small>	○	○	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 <small><石綿則第15条、第33条、第34条></small>	○	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 <small><石綿則第28条、第31条></small>	○	○	○
作業方法 <small><石綿則第6条、大防則第16条の4></small>	隔離養生、前室の設置、HEPAフィルタ付き負圧除じん機 / 真空掃除機の設置		手作業
石綿含有建材の湿潤化 <small><石綿則第13条、大防則第16条の4></small>	○	○	○
作業場の清掃(毎日) <small><石綿則第30条></small>	○	○	○

及び資源の有効な適利正用確保	レベル1	レベル2	レベル3
分別解体の実施 <small><建設リサイクル法第9条></small>	(特定建設資材廃棄物(※)をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め解体工事等を計画的に施工)		
廃棄物の種類 <small><廃棄物処理法第1条の2></small> <small><廃棄物処理法第2条、施行規則第7条の2の3></small>	「廃石綿等」 (特別管理産業廃棄物)		「石綿含有産業廃棄物」 (がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等)
廃棄物の処理方法 <small><廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3></small> 委託契約書の締結 manifestsの交付 飛散・流出の防止 	表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別 <small><廃棄物処理法施行規則第8条の13、施行令第6条の5></small> 溶融処理、無害化処理 埋立処分(管理型又は遮断型最終処分場) (固型化、その他飛散防止の措置を講じ、2重こん包)		他の廃棄物と区別、 破碎禁止 <small><廃棄物処理法施行令第6条></small> 溶融処理、無害化処理 埋立処分 (一定の場所、覆土)
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付	○	○	△ 埋立記録、保存(処分業者) <small><廃棄物処理法基準省令></small>

記録等	レベル1	レベル2	レベル3
作業環境測定、記録の保管(40年保管) (常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回) <small><石綿則第36条></small>	○	○	○
作業の記録、保管(40年保管) <small><石綿則第35条></small>	○	○	○

注1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項
 注2 安衛法：労働安全衛生法、石綿則：石綿障害予防規則、大防法(則)：大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令)：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則、埋立処分基準省令)、建設リサイクル法(施行規則)：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)
 注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体：床面積合計80㎡以上 ②建築物新築：同500㎡以上 ③建築物修繕・模様替：請負代金1億円以上 ④その他の工作物：同500万円以上の場合)の工事
 注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所で石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項
 注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規制等が適用される場合がある
 ※ 「特定建設資材」とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となったものを「特定建設資材廃棄物」という(H25.7)

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する
条例

平成 18 年 6 月 30 日条例第 33 号

改正

平成 25 年 10 月 1 日横書き施行

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体又は改修の工
事(以下「解体工事等」という。)の届出その他アスベストの飛散防止に係る措置等に
関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに安全な生活環境
を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

- (1) アスベスト 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 9 項の石綿をいう。
- (2) アスベスト含有成形板 アスベストを含有する建築材料であって、規則で定めるも
のをいう。
- (3) 建築物等 土地に定着する工作物であって、規則で定めるものをいう。
- (4) 延べ床面積 建築物の床面積の合計又は工作物の水平投影面積をいう。
- (5) 工事対象面積 建築物等の解体工事等に係る延べ床面積をいう。

(市の責務)

第3条 市は、アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等における作業
の基準を定め、アスベストの飛散防止のための施策を実施しなければならない。

2 市は、市民に対しアスベストの適正な取扱い及びアスベストによる健康に係る被害
の防止に関する知識の普及を図るものとする。

(施工者の責務)

第4条 建築物等の解体工事等を施工する者は、市民の健康に係る被害を防止するた
め、アスベストの飛散防止のための措置を講じなければならない。

2 建築物等の解体工事等を施工する者は、市が実施するアスベストの飛散防止のた
めの施策に協力しなければならない。

(作業基準の遵守)

第5条 アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者は、規
則で定める作業基準を遵守しなければならない。

(アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出)

第6条 工事対象面積が 80 平方メートル以上で、その工事対象範囲内にアスベスト含
有成形板を使用する壁面、天井その他の部分を有する建築物等の解体工事等を施

工する者は、当該解体工事等の開始の日の7日前までに、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第7条 前条に規定する解体工事等を施工する者は、当該解体工事等の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(廃棄の届出)

第8条 第6条の規定による届出を行った者は、工事終了後速やかに、規則で定める届出書により、アスベスト含有成形板の種類、処分方法及び廃棄の結果を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第9条 市長は、アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が第5条から前条までの規定に違反していると認めるときは、当該解体工事等を施工する者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(立入検査等)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入り、検査し、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(1) 第9条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき。

(2) アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する
条例施行規則

平成 18 年 6 月 30 日規則第 58 号

改正

平成 25 年 10 月 1 日横書き施行

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等
の届出等に関する条例(平成 18 年佐倉市条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行
に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例に
よる。

(アスベスト含有成形板)

第3条 条例第2条第2号のアスベストを含有する建築材料であって、規則で定めるも
のは、次に掲げる成形板とする。

- (1) 石綿含有スレート波板
- (2) 石綿含有スレートボード
- (3) 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- (4) 石綿含有押出成形セメント板
- (5) 石綿含有パルプセメント板
- (6) 石綿含有スラグ石膏^{こう}板
- (7) 石綿含有窯業系サイディング
- (8) 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- (9) 石綿含有ロックウール吸音天井板
- (10) 石綿含有石膏ボード
- (11) 石綿含有セメント円筒
- (12) 石綿含有フリーアクセスフロア
- (13) 石綿含有ビニル床タイル

(建築物等)

第4条 条例第2条第3号の土地に定着する工作物であって、規則で定めるものは、次
に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1号に定める建築物
- (2) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条に定める工作物

(3) 鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに^こ跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(作業基準)

第5条 条例第5条の規則で定める作業基準は、別表のとおりとする。

(アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出)

第6条 条例第6条の規則で定める届出書は、アスベスト含有建築物等工事実施届出書(別記様式第1号)とする。

(標識)

第7条 条例第7条に規定する標識(以下「標識」という。)は、別記様式第2号によるものとする。

2 標識の設置期間は、工事完了の日までとする。

3 標識は、建築物等の敷地の道路に接する部分(当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

4 解体工事等を施工する者は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項がその期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。

(廃棄の届出)

第8条 条例第8条の規則で定める届出書は、アスベスト含有成形板の廃棄届出書(別記様式第3号)とする。

(身分証明書)

第9条 条例第10条第2項の規定により立入検査を行う職員が携帯する身分証明書は、別記様式第4号によるものとする。

(公表)

第10条 条例第11条第1項に規定する公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 公表の原因となった行為の内容

2 前項の公表は、佐倉市公告式条例(昭和34年佐倉市条例第4号)に規定する掲示場への掲示、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

3 条例第11条第2項に規定する弁明の機会の付与については、佐倉市行政手続条例(平成9年佐倉市条例第3号)及び佐倉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年佐倉市規則第27号)に規定する手続により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

作業の段階	内容
工事の施工前	1 建築物等において使用されているアスベスト含有成形板の使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。)を設計図書等により調査し、その結果を記録すること。
	2 前号の記録は、工事終了まで保存すること。
	3 第1号の調査においてアスベストの使用状況が判明しない場合は、アスベストを使用していると目される箇所から適量の試料を採取し、エックス線回折法等によりその有無を確認すること。ただし、アスベスト含有成形板を使用しているものとして取り扱う場合は、この限りでない。
工事の施工中	アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等に当たっては、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 13 条から第 15 条まで及び非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針(平成 17 年 3 月 30 日付け環産発第 050330010 号)第 3 章に定める基準に従い、作業を行うこと。
工事の終了時	1 工事現場及びその周辺に、アスベスト含有成形板の破片その他のアスベストを含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行うこと。
	2 アスベスト含有成形板の破片その他のアスベストを含有するくずその他の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に定めるところにより処理すること。

別記

様式第 1 号(第 6 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 8 条関係)

様式第 4 号(第 9 条関係)

別記
様式第1号

(表面)

年 月 日	
アスベスト含有建築物等工事実施届出書 (あて先) 佐倉市長	
住所 届出者 氏名 ㊟ <small>(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</small> 電話番号	
佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。 記	
工事の名称	
工事の場所	佐倉市
工事の種類	解体工事 ・ 改修工事
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
現場責任者	氏名 連絡先電話番号
石綿作業主任者	氏名 技能講習番号 第 号
発注者 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>	住所 氏名 電話番号
建築物等の概要	敷地面積 m² 延べ床面積 m²
	構造・階数 主たる用途
アスベストの使用状況	アスベスト含有成形板の使用面積 m² 使用部位については、別図 () のとおり

(裏面)

アスベストの飛散 防止方法	
排水の処理	
添付資料及び図面	1 付近見取図（当該工事場所の半径 50m 以内の建築物の用途・配置がわかるもの） 2 建築物等の配置図（同一敷地内の主要な建築物の配置状況がわかるもの） 3 標準作業工程図（アスベスト含有成形板の除去等の作業の流れがわかるもの） 4 工程表

注 氏名又は代表者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

50センチメートル以上

アスベスト含有成形板の処理を適正に行っています

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例第7条の規定により、当現場での工事についてお知らせします。

工事の 名称		作業 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事の届 出年月日	年 月 日 根拠法令等 (佐倉市アスベスト含 有成形板を使用する建 築物等の解体工事等の 届出等に関する条例)	施工者	住所 氏名 電話番号
現場責任 者氏名		標識 設置 年月日	年 月 日
石綿作業 主任者 氏名		工事 対象 面積	m ²
成形板の 種類			
工事の 種類	<input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 改修工事		
アスベ ストの飛散 防止方法			

40センチメートル以上

様式第 3 号

年 月 日			
アスベスト含有成形板の廃棄届出書 (あて先) 佐倉市長			
届出者	住所 氏名 ㊟ <small>(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</small> 電話番号		
佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。 記			
工事の名称			
工事の場所			
工事の種類	解体工事 ・ 改修工事		
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
廃棄するアスベスト含有成形板	種類	処分方法	廃棄の結果
			最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票(マニユフェスト)の写しを複写したものを添付すること。
添付資料	アスベスト含有成形板の主な解体工事等の作業前、作業中、作業後の写真		

注 氏名又は代表者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

様式第4号

(表面)

← 9センチメートル →

	第	号
身分証明書		
職氏名		
年 月 日生		
<p>上記の者は、佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例第10条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
交付年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
佐倉市長		印

↑ 5.5センチメートル ↓

(裏面)

佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入り、検査し、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(1) 第9条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき。

(2) アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等を施工する者が前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）〔素案〕に関する各委員の質問・意見

検討期間の短い中、ご質問・ご意見を提出いただき、感謝いたします。

【第1章 計画の背景】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
1	P1 計画名称	「区域施策編」の名称について、地区別（根郷地区、弥富地区等）の計画はないので、「総合施策編」「統括施策編」等の名称にしたほうが市民に理解されやすいのではないか。	地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、「事務事業編」と「区域施策編」の2つの実行計画を策定することが求められている。 事務事業編：当該自治体の事務事業における、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関するもの。H25年度に策定済み。 区域施策編：その区域（佐倉市全域）の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関するもの。 今回の「区域施策編」は、これにならった名称である。 この旨、計画本文に説明を加えたい。
2	P1～16	今回の実行計画は佐倉市が今後本格的に地球温暖化対策を進めていく上で極めて重要なものと考えます。	（回答なし）
3	P1 1-1 温暖化と気候変動	「ガス層」は「温室効果ガス」とした方が良い	ご意見のとおり修正したい。

【第2章 「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づくこれまでの取組】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
4	P3 2-2-1 エコライフ 行動が認識実践され るまちづくり	佐倉市エコライフ推進員の活動については大変素晴らしい事業と思う。 未来に生きる子どもたちの取組も今後重視していくとよい。	子どもたちに対する教育・啓発等の取組について、実施を検討したい。 現状では、エコライフ推進員事業で「エコセタ」を児童センターで実施等している。
5	P3 2-2-1 エコライフ 行動が認識実践され るまちづくり	エコライフ推進員の説明文（文章2行目）に誤植があり、修正が必要。	ご意見のとおり修正したい。 「取り組めるかたを『佐倉市エコライフ推進員』として・・・」
6	P5 アンケート結果 設問：エコライフ 行動の実施状況	「外出時は、出来るだけ車に乗らず、公共交通機関を利用する」と「停車時には交通安全上の支障のない範囲でアイドリングストップ」の二項目については、実施割合が低い結果だが、この実施割合の低い結果について、どのように分析されているか、今後の対策等について聞きたい。	「外出時は、出来るだけ車に乗らず...」 起伏が多く、市街地が分散しているため、市民生活や事業活動において、自動車の活用が必要な状況がある。 対策としては、公共交通の利便性向上や、歩いて暮らせるまちづくり等を推進する。 「アイドリングストップ」については、実感としてそこまで実施率が低い印象はなく、質問方法が適切でない可能性もある。（信号待ちでの実施等も想定している？） 対策としては、エコドライブの啓発の中で、どのような状況でアイドリングストップが求められるか等も周知していく。

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
7	旧計画 P12 資料2 P3	2008年の計画、今回の素案ともに「市民・事業者・市が一丸となって」とあるが、旧計画で何を実施したかの記載がない。新計画でもどんな形で協働をするのか、姿がみえない。 事業者連絡会の設置は実現したのか。	事業者連絡会は、設置に向けて、佐倉商工会議所や工業団地連絡協議会と話を進めている。
8	旧計画 P22	「（仮称）佐倉市地球温暖化対策地域協議会」は定期的に開催していくものとします。とあるが、今日までの活動はどうなっていたのか。	まずは事業者連絡会を設立してから考えていたため、協議会設立には至っていない。
9	旧計画 P14～	2008年から7年経過したが、その間どの項目が実施されたか、実施されなかったとしたら何故できなかったか、分析が必要ではないか	項目ごとの実施状況等については、今後詳細に把握し、分析したい。 実施されなかった一因として、実施すべきものと例示の区分が曖昧だったことが考えられることから、今回は改めた。
10	P6 2-2-2 図2.1「佐倉市の二酸化炭素排出量の推移」	二酸化炭素排出量の増減を部門別に詳しく分析したうえで、重点的に推進すべき施策を展開すべきではないか。	増減要因の例として、産業部門の削減は製品出荷額の減の影響、家庭・業務部門の2010年度以降の増加は原子力発電から火力発電にシフトした影響等が考えられる。（震災後、エネルギー消費量は減少している） 様々な要因が影響しており、全てを詳細に分析するのは困難ではあるが、環境省のマニュアル等も参考にして要因分析を行い、主なものについて本文に掲載したい。

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
11	P6 図 2.1 佐倉市の二酸化炭素排出量の推移	2012年度のCO2削減実績をみると産業部門のみが削減効果を出しており、その他は悪化しているものが多い。悪化している部門に対する新計画でめざす目標値と達成のための具体策およびその効果予測を伺いたい。	増減の要因分析を行ったうえで、検討したい。
12	P6 2-2-2 目標 2：温室効果ガス削減目標	2005年に比較し20.6%削減されたとあるが、市の対策によったものか自然減か。市の取組みはエコライフしか記載がないが、エコライフ活動だけで減ったとは思われない。	要因分析を行いたい。
13	P6 図 2.1 佐倉市の二酸化炭素排出量の推移	2008年の計画では2005年のCO2排出量は100万tとなっていますが、素案では176万tとなっていますが、この違いは何か。	推計の方法を変更したため。環境省から排出量推計のマニュアルが示されたことから、これに沿う形とした。

【第3章 計画の基本的事項】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
14	P8 3-3 計画期間及び基準年度	第4次総合計画（後期基本計画）と本計画（素案）の計画期間について、総合計画と合せたとしているが、総合計画が平成28～32年度までの5年間、本計画素案は平成28～31年度までの4年間であり、不整合ではないか。	第4次総合計画（後期基本計画）については、計画期間を1年短縮し平成31年度までとして現在策定中である。本計画素案はこれに計画期間を合わせている。

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
15	P8 図3.1「関連する計画等との関係」	図3.1「関連する計画等との関係」に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）が載っているが、事務事業編は示されないのか。	「事務事業編」は平成25年度に策定済み。 この旨、計画本文に説明を加えたい。

【第4章 佐倉市の特性と温室効果ガスの排出実態】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
16	P11 4-1-3 交通	昨今高齢者ドライバーの事故や高齢者の免許証返還等が話題になっている。とくに高齢者に対する市内移動手段について、p11の「市内駅の乗客数の減少傾向」等と絡めて聞きたい。	鉄道乗客数の減少傾向については、団塊世代の退職や子どもの減少による通勤・通学利用の減少が、主な要因として考えられる。これらの要因はいたしかたないが、利用客が減る 本数・路線が減る 不便になる 利用客が減る という悪循環を避けるよう、交通事業者とも協力しながら、デマンドバス、循環バスを含めた公共交通の利便性向上や、歩道の整備等を図っていきたい。
17	P12 4-1-5 自然	印旛沼や緑豊かな丘陵性台地に囲まれた→印旛沼や緑豊かな谷津・台地に囲まれた 【事由】佐倉市の自然環境の特徴は谷津と台地にある。「丘陵性」という表現は誤解を招くのでは？	ご意見のとおり修正したい。
18	P13、P14 4-2 温室効果ガス排出の現状	佐倉市の二酸化炭素排出量の推計値はどのように計算するか。	全国や全県の統計データ（都道府県の製造業炭素排出量や、家庭部門炭素排出量、全国の自動車車種別炭素排出量等）から、それぞれ市の製品出荷額、世帯数や自動車保有台数等で按分する方法で推計している。

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
19	P14 図 4.9「佐倉市における二酸化炭素排出量の推移」	二酸化炭素排出量が 2006 年から 2008 年度にかけて減少した原因は何か。	産業部門のうち、特に製造業の製造出荷額が減少したため。

【第5章 二酸化炭素排出量の将来推計と削減目標】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
20	P15 5-2 削減目標	長期目標の値が過大に過ぎると思われる。市政策担当者の見解を聞きたい。	相当の技術革新、社会変革が必要と思われ、現時点では達成可能か不明であるが、国際的な合意である気温上昇を 2℃ 以内に抑える目標を達成するうえで、達成すべき目標と捉えている。
21	P16 図 5.1「佐倉市の二酸化炭素排出量推計と目標値」	横軸の時間スケールを正しく表示する必要がある。2030 年度と 2050 年度の間は 20 年ある。	ご意見のとおり修正したい。
22	P16 図 5.1 佐倉市の二酸化炭素排出量推計と目標値	CO ₂ 総排出量と目標値の数値について、2005 年度の目標値が 176 万 t で、2012 年度の目標値も 176 万 t となっている。この 176 万 t の算出根拠について聞きたい。とくに 2005 年度と 2012 年度の目標値が同じ理由について。	2005 年度については、目標値ではなく、改正前計画の現状値（基準値）であり、誤解のないよう表現を修正したい。 2012 年度の目標を「2005 年度の排出量を超えないようにする」としたことから、2005 年度の総排出量 = 2012 年度の目標値となっている。
23	P16 図 5.1 佐倉市の二酸化炭素排出量推計と目標値	2030 年度までは、目標値 > 総排出量だが、2050 年度は大きく、総排出量 > 目標値になっている。この理由について。	目標値は、国が目標とする削減率（%）を佐倉市の総排出量推計値に掛けて算出したもの。総排出量推計値は、現状の趨勢による推計である。

【第6章 目標達成に向けた取組】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
24	P17 6 - 1 取組の基本方針	低炭素型の都市構造などに言及しているが、論調が弱い。せめて次のような表現の方がよいように思われる。 困難ではありますが→容易ではありませんが	ご意見のとおり修正したい。
25	P17 6-2 各主体の役割	市民・事業者の役割が記載されていますが、市民や事業者まかせになっている。市を含めた連携活動に対する推進組織などどのような方法で展開しようとしているか具体策を伺いたい。	まずは事業者連絡会を設立し、その後、市民・事業者・行政の情報共有の場を設ける方向で展開したい。
26	P18～22 6-3 具体的な取組	「項目」と「主な取り組み」はいろいろあげてあるが、具体的に誰が、いつ、どのようにするか工程表がないため、実現性に対する信頼感や計画に対する達成イメージが持てない。 項目ごとに具体策を記載すべし。	本計画とは別に、現状値や4年後の目標等に関する工程表（下位計画）を作成し、進捗を管理したい。
27	P18～ 具体的な取り組み	各取組を全体的に見ておよその進捗状況・達成率等についての記載があると良い。	本計画とは別に、現状値や4年後の目標等に関する工程表（下位計画）を作成し、進捗を管理したい。

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
28	P18～22 6-3 具体的な取組	この実行計画の予算や実行する組織など、提示願いたい。	各部門の個別計画（都市マスタープランや産業振興ビジョン等）に重複して掲載されているものが大半であり、各部署で予算化し、実施している。 本計画だけに掲載されている事業は、エコライフ推進員事業や各種啓発事業、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業があり、環境政策課において予算化している。
29	P18～22 6-3 具体的な取組	施策の取組み項目が記載されているが、多岐にわたっており、これを一斉に取り組むには無理がある。 まずは効果が高く、少ない費用で、誰もが実行し、継続できる、ここ数年で成果をあげられることに集中したテーマの設定を行う必要がある。優先順位を決め、短期、中期、長期に分けて具体化すべきではないか。	ご指摘のとおりであり、同様の考え方に基づき、今回、重点取組を設定している。
30	P18 6-3 具体的な取組	市民への広報啓発は欠かせない。自治会、町内会等をモデル地区にして主体的な取組を推進してはどうか。職域、団体へも影響をもたらす効果がある。	啓発の一つの手法として、自治会担当部署と相談しながら検討したい。
31	P20 （2）水と緑のまちづくり	耕作放棄地の予防・解消→耕作放棄の予防・放棄地の利活用 放棄地の予防という表現は、通常用いないのでは？	ご意見のとおり修正したい。

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
32		<p>市役所が取り組んできた温暖化対策（事務事業編）のノウハウを市民に提供してほしい。</p> <p>市が実施した対策は、個人と共通していることが多いと思うので効果が期待できる。</p> <p>実施した温暖化対策の報告会など開催すれば、市民との連携もできるし、市民の意欲向上にもつながると思う。</p>	<p>ノウハウの提供について検討したい。</p>
33	<p>資料1 P3</p> <p>「低炭素なまち」づくりを進めます。</p> <p>・街路灯の省電力化</p>	<p>街路灯の省電力化（LED化）について、市内2万基の街路灯の何基くらいがLED化しているのか。LED化には初期費用がかかるので費用対効果も考える必要があるかと思う。今後のLED化の計画について聞きたい。</p>	<p>市が管理する街路灯</p> <p>総数 約3,800灯</p> <p>現状でのLED化済みの数 約200灯</p> <p>平成27年10月末に事業の入札を行い、市議会承認後～平成28年8月末までに、LED化を行う予定。</p> <p>このほか、自治会管理のものが約15,600灯あり、市への移管のうえ、LED化を検討している。</p>
34	<p>P24</p> <p>6-4 重点取組</p>	<p>重点取組に街路灯の省電力化があげられているが、すぐできることなので真っ先に取組んで欲しい。その際の予算はどうなっているか。</p>	<p>同上</p>

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
35	P24 6-4 重点取組	6.3 で掲げられた具体的な取組のうち 5 つの事項を特に重点的に推進するとしているが、まず、これらの事項を特に重点とした理由の説明をしていただきたい。	各施策（分野）の中で、特に地球温暖化対策として効果が大きいと予想される取組であり、かつ、計画期間の4年間の中で、確実に実施していくべきものとして、現在より取組を充実させていくもの、新規に取り組むものを選んだ。 期間が4年間と短いため、厳選している。 その他の取組は、これまでと同様に着実に進める。
36	P24 6-4 重点取組	上記5項目の他に重点取組事項に入れて欲しい。 (1) に追加-----エコライフの推進 (2) に追加-----街のなかの緑の保全、整備、維持管理等（農地、森林の保全を含む） (3) に追加----- リサイクルの推進 (4) に追加----- 都市の防災機能の強化	地球温暖化対策として重要な課題であるとは認識している。 重点取組は、特にこの4年間に力を入れるもの（活動）を厳選するという趣旨から、具体的な取り組みのレベルを基本に選定しているものであり、原案のとおりとしたい。 ご提案は「項目」のレベル、素案は「主な取り組み」のレベルである。
37	P24 6-4 重点取組	重点事項は各主体が今後取り組むべき重要課題でもあり、市民、事業者、佐倉市の各主体別に重点事項を整理して示すことも必要ではないかと考える。	重点事項の考え方については、上に述べたとおりであるが、市民、事業者、佐倉市の各主体別の取組事項を整理して示すことについて検討したい。

【第7章 計画の推進・進行管理】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
38	P25 7-1-1 市（行政）の体制	庁内関係部署間の連絡調整を密に行い・・・とあるが、具体的にどんな体制で連絡を密にとるのか。連絡会議等の計画はあるか？	特別な体制をとということではないが、随時各取組の担当者と話をし、進捗状況の把握等を行っていかねばと考えている。 連絡会議としては、必要があれば各部の副主幹級会議（調整担当者連絡会議）を活用することを想定している。
39	P25 7-2 計画の進行管理	佐倉市地球温暖化防止対策推進本部において計画の進捗管理をしますとあるが、推進本部の組織体制と進捗管理頻度を教えてほしい。	推進本部の組織体制 市長を本部長とした部長級組織を想定している。 進捗管理頻度 年に1回程度を想定している。

【その他 全体を通じて】

	該当箇所（資料2）	ご質問・ご意見（要旨）	回答（要点のみ）
40	全体	佐倉市全体における地球温暖化対策として温室効果ガス排出量を削減することは最優先すべき課題であるが、併せて、二酸化炭素を吸収する森林など植生域の保全や復元なども重要な事項である。自然環境の保全、森林の維持管理、さらには、印旛沼の水質改善などに一層努めるべきであると考えている。	ご意見のとおり、吸収源対策も重要と考えている。 自然環境の保全、森林の維持管理、印旛沼の水質改善等については、今後、「佐倉市環境基本計画」や「佐倉市谷津環境保全指針」の改定が予定されており、その中でより詳細に検討したい。
41	全体	佐倉市全体として、二酸化炭素の排出と吸収の収支はどのような状況か？ この収支を改善する方向を検討することも重要であると考えている。	2012年度において、排出量139万8千トン-CO2に対し、吸収量は約13万トン-CO2（約9%）と試算している。